


公益社団法人 福岡県医師会
FUKUOKA PREFECTURE MEDICAL ASSOCIATION

感染症発生動向調査 週間コメント

【疾病別 推移グラフ】

235082

第01週 (H30.1.1～H30.1.7)

■今週のトピックス

▽ 今週(2018年第1週:1/1-1/7)は正月休日を含むためほとんどの疾病が減少しています。インフルエンザもやや減少し、キットではA+よりB+がやや多いようです。感染性胃腸炎ではロタウイルスは少数でノロウイルスの方が多く、カンビロバクターもはっせいが続きます。水痘はワクチン済例の報告が多い。

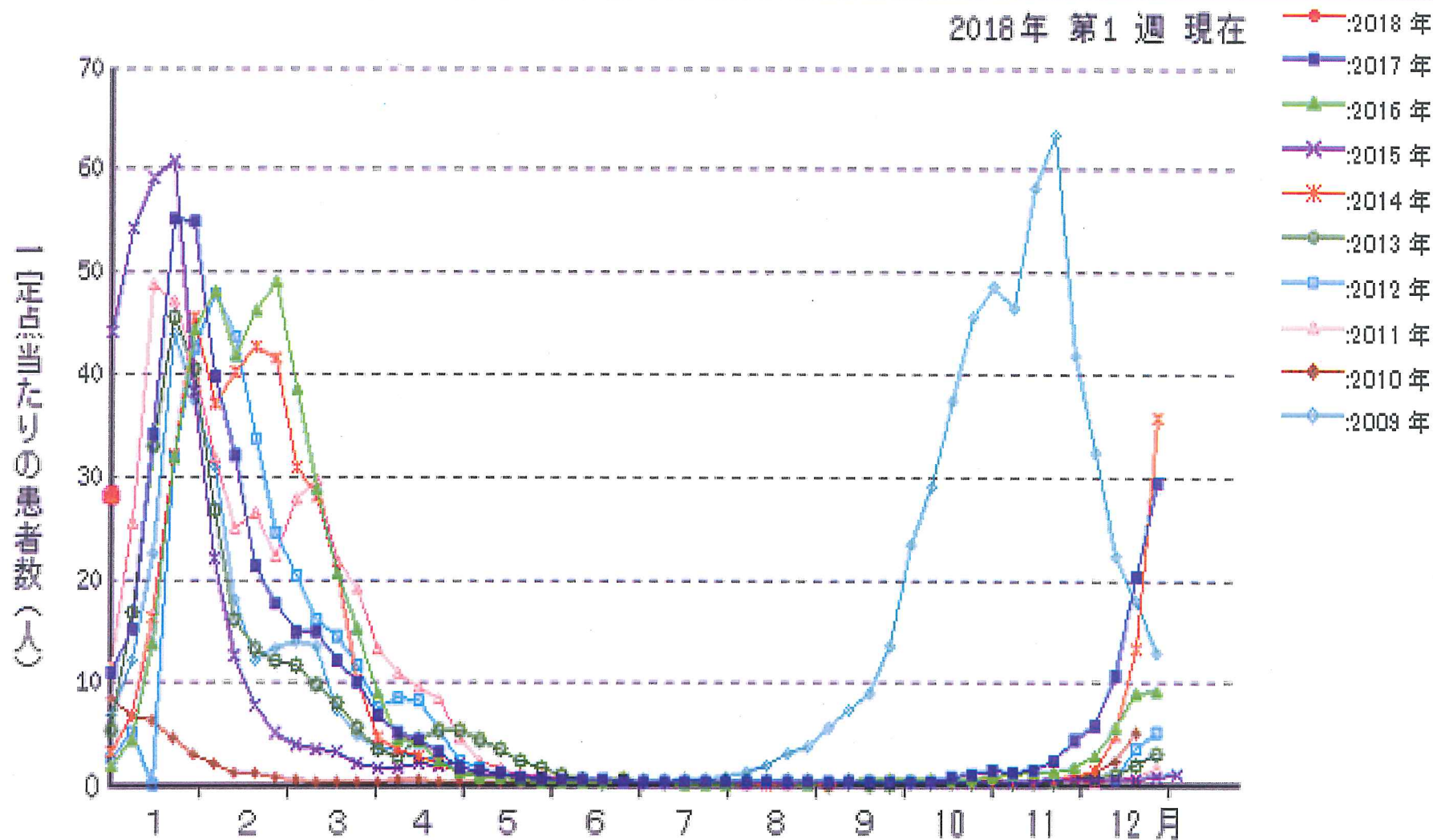
病 名	報告数	前週比	主な増加地区等	1定点当たりの患者数	
				福岡県	全国
インフルエンザ	5571	95%	福岡2975、北九州1496	28.14	17.88
RSウイルス感染症	40	44%	福岡23、筑後8	0.33	0.70
咽頭結膜熱	29	-45	福岡17、筑後7	0.24	0.63
A群溶連菌咽頭炎	224	54%	福岡138、筑後41	1.87	2.44
感染性胃腸炎	576	48%	福岡314、北九州144	4.80	7.29
水 痘	94	86%	福岡65、北九州16	0.78	0.49
手足口病	49	49%	福岡15、筑後17	0.41	0.43
伝染性紅斑	2	±0	福岡1、筑豊1	0.02	0.07
突発性発しん	37	55%	福岡15、北九州13	0.31	0.33
百日咳	0	-1		0.00	0.01
風しん	0	±0		0.00	
ヘルパンギーナ	3	-5	福岡3	0.03	0.04
麻疹	0	±0		0.00	
流行性耳下腺炎	19	-14	北九州15、福岡4	0.16	0.23
川崎病(MCLS)	5	+1	福岡3、筑後1	0.04	
マイコプラズマ肺炎	7	-6	福岡5、筑後1	0.06	0.35
クラミジア肺炎	0	±0		0.00	0.01
細菌性髄膜炎	0	±0		0.00	0.02
無菌性髄膜炎	0	±0		0.00	0.02
急性脳炎	1	+1	北九州1	0.01	
急性出血性結膜炎	0	±0		0.00	0.01
流行性角結膜炎	20	+1	福岡9、筑後7	0.77	0.75
性器クラミジア感染症	6	-10	北九州2、福岡2	0.16	
性器ヘルペス	9	+6	福岡5、筑後3	0.24	
尖圭コンジローマ	2	-1	筑後1、福岡1	0.05	
淋菌感染症	2	-7	福岡2	0.05	
梅毒	0	-1		0.00	

全国情報は平成29年52週分です。全国情報ではマイコプラズマ肺炎165、クラミジア肺炎5例。

平成29年第52週までの累計は、急性灰白髄炎0、結核22806(県内1070)、コレラ7、細菌性赤痢141(県内10)、腸管出血性大腸菌感染症3890(今週15、県内今週0、計177)、腸チフス37(県内0)、パラチフス14、E型肝炎303、A型肝炎282(今週8、県内13)、オウム病15、ジカウイルス感染症5、SFTS90(県内1)、チクングニア熱5、つつが虫病439、デング熱245(県内2)、日本紅斑熱337、日本脳炎3(県内0)、マラリア61(県内1)、レジオネラ症1722、アメーバ赤痢1077、ウイルス性肝炎289(県内8)、急性脳炎688(県内39)、クロイツフェルト・ヤコブ病198、劇症型溶連菌感染症573(県内31)、後天性免疫不全症候群1374(県内77)、侵襲性インフルエンザ感染症370(県内18)、侵襲性髄膜炎菌感染症25、侵襲性肺炎球菌感染症3145(県内171)、水痘(入院)309(県内17)、先天性風しん症候群0、梅毒5770(県内226)、風しん93(今週2、県内2)、麻疹189(今週0、県内4)例。1類感染症の報告はない。

インフルエンザ発生状況(福岡) (第1週 H30.1.1~H30.1.7)

■ インフルエンザ (福岡県全域)

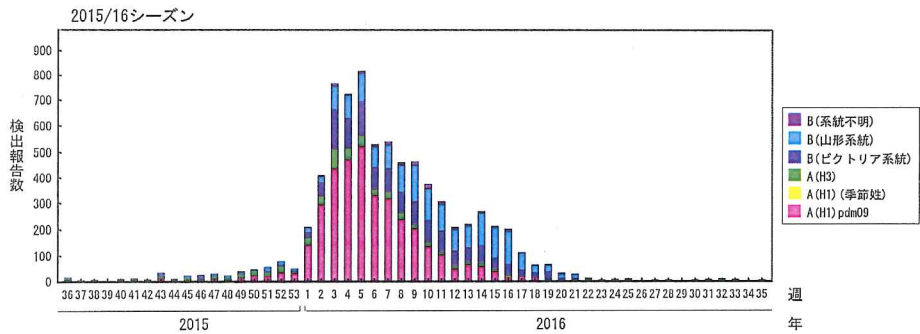
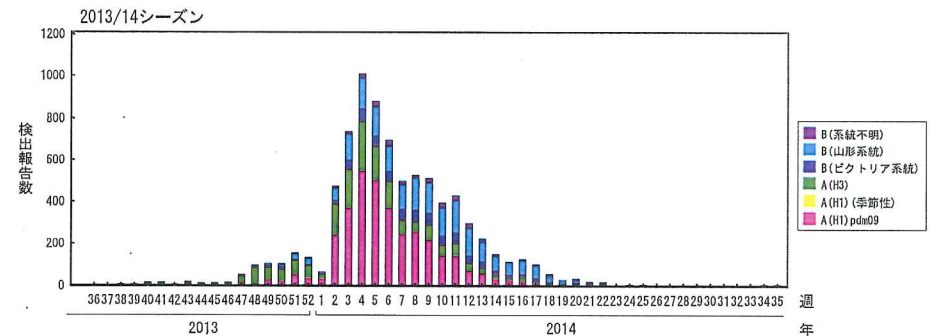
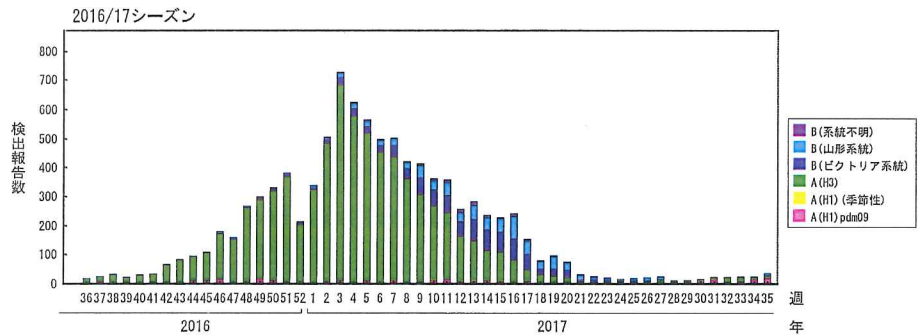
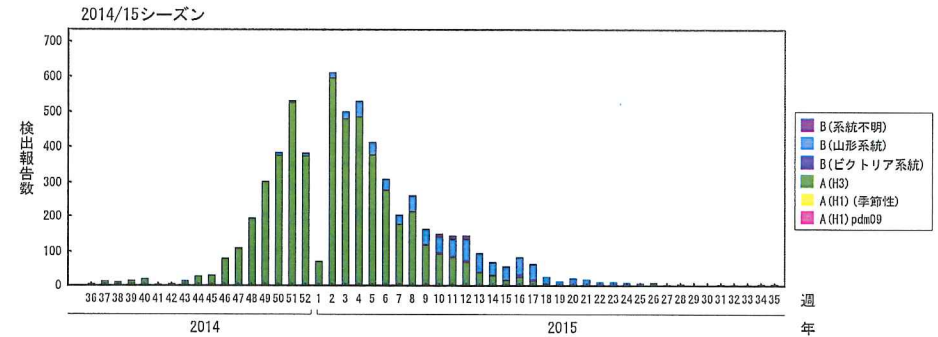
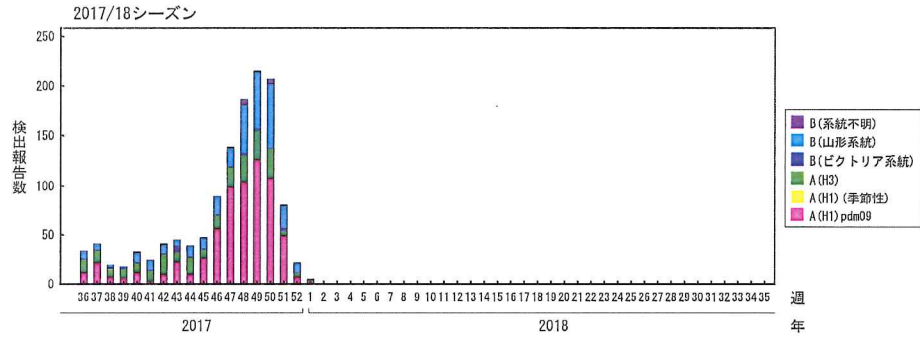


過去11シーズンのインフルエンザの定点当たり報告数が基準値をこえた週・基準値を下回る前の週

福岡	2006-2007	2007-2008	2008-2009	2009-2010	2010-2011	2011-2012	2012-2013	2013-2014	2014-2015	2015-2016	2016-2017	2017-2018
流行開始(1.0)	3	51	50	33	50	52	50	51	49	1	46	44
注意報(10.0)	6	4	2	40	1	3	2	3	51	3	1	50
警報(30.0)	8		4	42	3	4	3	4	52	4	3	
最大値(週)	60.03(11)	20.35(8)	44.28(4)	63.62(48)	48.97(3)	48.03(6)	45.84(4)	45.57(5)	60.72(4)	49.16(9)	55.10(4)	
30を越した週数	5		3	9	9	5	3	7	6	7	5	
30	12		6	50	11	8	5	10	5	10	7	
10	14	11	12	53	15	13	10	13	7	13	12	
1	18	16	19	8	20	19	22	18	18	18	20	
全国	2006-2007	2007-2008	2008-2009	2009-2010	2010-2011	2011-2012	2012-2013	2013-2014	2014-2015	2015-2016	2016-2017	2017-2018
流行開始(1.0)	3	47	49	33	50	49	50	51	48	1	48	47
注意報(10.0)	7	4	2	41	2	3	2	3	51	3	1	51
警報(30.0)	11		4	44	4	4	4	5	2	6	4	
最大値(週)	32.95(11)	17.7(5)	37.48(4)	39.66(48)	31.88(4)	42.62(5)	36.44(4)	34.44(5)	39.42(4)	39.97(6)	39.41(4)	

週別インフルエンザウイルス分離・検出報告数、2013/14～2017/18シーズン
(病原微生物検出情報：2018年1月12日 作成)

各都道府県市の地方衛生研究所からの分離／検出報告を図に示した



【国立感染症研究所ホームページより】

平成29年度インフルエンザ広域予防接種料金・実施期間一覧

	市町村名	接種料金（A+B）：市町村委託料		予診のみ （不可問診）	接種期間	特記事項
		市町村負担金（A）	自己負担金（B）			
1	北九州市	在宅一般：3,408 施設一般：1,140 生保・非課税世帯（自己負担なし） 在宅：4,908 施設：2,640	1,500 在宅・施設減額 負担なし	3,045 （施設実施分は0）	平成29年10月1日～平成30年3月31日	・減免対象者：65歳以上で生活保護受給者又は世帯全員が市民税非課税の方。接種の際は、「介護保険料納入通知書（所得段階が1～3のもの）」、「印鑑カード」、「保証証明書」、「本人確認証」（中国残留邦人等永住帰国者）、「介護保険負担限度額認定証」、「介護保険特定負担限度額認定証」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を確認し、コピーを予診票に添付。有効期限内のものに限る。 ・予診のみの者：施設実施分については「予診のみ（不可問診）」の支払は認めません。 ・施設：介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特養、養護、軽費ケアハウスにて、定期的に健康管理を行う医師（嘱託医、協力医、施設を設立した法人に属する医師等）が接種する場合。 ・60歳から65歳未満の者で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者（身体障害者手帳1級程度の障害）については、同障害が確認できる身体障害者手帳のコピー（障害程度が分かる部分）を予診票に添付。
2	中間市	一般：3,240 施設・入院：1,150 生保・非課税世帯（自己負担なし） 一般：4,740 施設・入院：2,650	1,500	2,925	平成29年10月1日～平成30年3月31日	・生活保護受給者及び非課税世帯の者は、次のいずれかにより自己負担金を減免。①医療機関において、「生活保護証明書」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、「介護保険負担限度額認定証」、「介護保険特定負担限度額認定証」、「当該年度介護保険料通知書（所得段階 1・2・3）」、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく本人確認証のいずれかを提示する。（予診票に確認書類の記載をお願いします）②事前に市町村から「無料」と明記した予診票の交付を受け、提示する。 ・入所施設：介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス等にて、定期的に健康管理を行う医師（嘱託医、協力医、施設を設立した法人に属する医師等）が接種する場合。 ・予診票の代筆は家族、親族が記入。できない場合は医師、看護師以外の職員。 ・60歳以上65歳未満で心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者（身体障害者手帳1級程度の障害）については、医師意見書の添付。
3	芦屋町					
4	岡垣町					
5	遠賀町					
6	水巻町					
7	行橋市	3,630 生保：4,730（自己負担なし）	1,100	0	平成29年10月2日～平成30年2月28日	・60歳以上65歳未満で心臓・腎臓又は呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活を極度に制限される方（概ね身体障害者障害程度等級1級の方）又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活が殆ど不可能な方（概ね身体障害者障害程度等級1級の方）が接種する場合は、身体障害者手帳のコピーもしくは医師意見書の添付。 ・生活保護受給中の方は、保護受給証明書提出にて自己負担金無料（請求時、保護受給証明書添付）。
8	苅田町	3,630 生保：4,730（自己負担なし）	1,100	0	平成29年10月2日～平成30年2月28日	・生活保護受給者は、診療依頼書の提示で、自己負担免除（※予診票に必ず生保番号を記入して下さい。）。 ・60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活を極度に制限される方（概ね身体障害者障害程度等級1級に相当）又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活が殆ど不可能な方（概ね身体障害者障害程度等級1級に相当）が接種する場合は、身体障害者手帳のコピーもしくは医師意見書の添付。
9	みやこ町	3,630 生保：4,730（自己負担なし）	1,100	0	平成29年10月2日～平成30年2月28日	・生活保護を受けている人は、診療依頼書の提示で、自己負担免除（※予診票に必ず生保番号を記入して下さい。）。 ・60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活を極度に制限される方（概ね身体障害者障害程度等級1級に相当）又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活が殆ど不可能な方（概ね身体障害者障害程度等級1級に相当）が接種する場合は、身体障害者手帳のコピーもしくは医師意見書の添付。
10	豊前市	3,000 生保：4,000（自己負担なし）	1,000	0	平成29年10月2日～平成30年1月31日	・平成29年度より実施期間が平成29年10月2日～平成30年1月31日に拡大しています。 ・生活保護世帯の方は自己負担免除。事前に市から証明書の交付を受け、接種の際に提示。 ・生活保護世帯者分の請求は、必ず証明書を予診票に添付して請求。
11	上毛町	4,000	0	1,000	平成29年10月2日～平成30年1月31日	・自己負担なし
12	築上町	3,000 生保：4,000（自己負担なし）	1,000	1,000	平成29年10月2日～平成30年1月31日	・生活保護者は全額町負担（自己負担なし）。ただし、事前に医療機関窓口での診療依頼書の提示が必要。 ・医療機関においては、予診票にケース番号の記載をお願いいたします。
13	吉富町	3,000 生保：4,000（自己負担なし）	1,000	1,000	平成29年10月2日～平成30年1月31日	・生活保護受給者は、診療依頼書の提示で自己負担免除。予診票にケース番号を記入してください。 ・60～65歳未満の対象者が接種する場合は、身体障害者手帳の写し、医師の意見書を添付してください。

平成29年度インフルエンザ広域予防接種料金・実施期間一覧

	市町村名	接種料金 (A+B) : 市町村委託料		予診のみ (不可問診)	接種期間	特記事項
		市町村負担金 (A)	自己負担金 (B)			
14	福岡市	接種地の接種料金 (A+B) から1,500円を引いた額 ※自己負担金免除者: 接種地の接種料金 (A+B)	1,500	接種地の料金	平成29年10月1日～平成30年2月28日	・接種地の接種料金 (接種地の市町村負担金+接種地の自己負担金) から福岡市設定の自己負担金1,500円を控除した金額を福岡市に請求。ただし、自己負担免除者の場合は接種地の料金 (接種地の市町村負担金+接種地の自己負担金) を請求する。また、自己負担免除者は証明書類の添付が必要。 ・請求は、報告書兼請求書に予診票を添付して直接福岡市へ (写し不可)。 ・60歳以上65歳未満の定期接種対象者は身体障害者手帳の写しも添付。 【自己負担免除証明書類】 ・生活保護受給者は、「介護保険料 (納入通知書兼) 特別徴収通知書 (第1所得段階) の写し」「医療券の写し」「医療券連名簿の写し」「緊急受診証の写し」「介護券連名簿の写し」「福祉事務所発行の保護受給証明書」 ・中国残留邦人等支援法に基づく支援給付の支給決定を受けている方は、「中国残留邦人等支援法に基づく本人確認証の写し」 ・市県民税非課税世帯の方は、「介護保険料 (納入通知書兼) 特別徴収通知書 (第1、第2、第3所得段階) の写し」「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の写し」「介護保険負担限度額認定証の写し」「介護保険特定負担限度額認定証の写し」「(区役所発行の) 市県民税非課税証明書 (証明書に「高齢者予防接種用」のゴム印が押印されているものに限る) 。 ・延長期間の対象者については ①65歳以上の者 ※平成30年2月1日以降に65歳になる者を除く。 ②60歳以上65歳未満の者であって、 ・心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者。 ・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある者。 ※平成30年2月1日以降に60歳になる者を除く。
15	大野城市	※自己負担金免除者: 4,935 (自己負担なし)	1,500	3,045	平成29年10月1日～平成30年2月28日	・生活保護世帯、住民税非課税世帯は、事前申請による「自己負担金免除通知書」を提示の場合のみ、自己負担金免除。 ・自己負担金免除者分の請求は、被接種者が持参した「自己負担金免除通知書」を予診票に添付して請求すること。 ・60歳以上65歳未満の者に対する接種には、身体障害者手帳の写しを予診票に添付すること。 ・接種翌月までに請求書を提出すること。 ・予診票にはワクチンロットシールを張り付けすること。 ・「体温37.5℃以上」「年齢対象外」「接種回数超過」「接種間隔の間違い」の場合の「予診のみ」の請求はできません。
16	春日市					
17	太宰府市					
18	筑紫野市					
19	那珂川町					
20	糸島市	※自己負担金無料者5,186 (自己負担なし)	1,500	3,350	平成29年10月1日～平成30年3月31日	・生活保護世帯、住民税非課税世帯は、事前申請による自己負担金無料通知書を提示の場合のみ、自己負担金無料。 ・自己負担金無料者分の請求は、被接種者が持参した「自己負担金無料通知書」を予診票に添付して請求。
21	古賀市	生保: 4,816 (自己負担なし)	2,000	1,080 (1回に限る)	平成29年10月1日～平成30年2月28日	・生活保護の受給者については、自己負担なし。 ・自己負担額免除対象者の請求には、生活保護の受給者であることを診療依頼書等の書面で確認し、予診票にその写しを添付する ・延長期間の対象者は1月31日までに、65歳以上となる方。
22	宇美町	生保: 4,816 (自己負担なし)	1,600	1,080	平成29年10月1日～平成30年2月28日	・自己負担額の免除対象者の請求には、生活保護の受給対象者であることを診療依頼書等の書面で確認し、予診票にその写しを添付する事。 ・延長期間の対象者については ①65歳以上の者 ※平成30年2月1日以降に65歳になる者を除く。 ②60歳以上65歳未満の者であって、 ・心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者。 ・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある者。 ※平成30年2月1日以降に60歳になる者を除く。
23	粕屋町					
24	篠栗町					
25	志免町					
26	新宮町					
27	須恵町					
28	久山町					
29	宗像市					
30	福津市	生保・非課税世帯: 4,700 (自己負担なし)	1,400	3,135	平成29年10月1日～平成30年3月31日	・自己負担免除にかかる証明について生活保護受給者は「診療依頼書」が「保護受給証明書」の写しを、非課税世帯の者は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」「介護保険負担限度額認定証」の写し、又は市が発行するインフルエンザ予防接種用の非課税証明書の原本を添付の上請求を行うこと。なお、いずれの証明書も接種日より前に発行されたものを使用すること。満60～65歳未満の対象者は必ず身体障害者手帳 (1級) の写し (表紙と障害名がわかるページ) 又は、医師の診断書を添付の上請求を行うこと。

平成29年度インフルエンザ広域予防接種料金・実施期間一覧

	市町村名	接種料金 (A+B) : 市町村委託料		予診のみ (不可問診)	接種期間	特記事項
		市町村負担金 (A)	自己負担金 (B)			
31	直方市	3,095 生保: 4,395 (自己負担なし)	1,300	720	平成29年10月1日～平成30年3月31日	・生活保護受給者については、持参の生活保護受給証明証明書を予診票に添付して請求。 ・60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しを予診票に添付のうえ請求。 ・予診票の被接種者自署の代筆は、医療職の署名は認められない。
32	宮若市					・生活保護受給者へは、持参の証明書等で確認のうえ接種。生活保護受給証明書又は診療依頼書の写しを予診票に添付のうえ請求。 ・60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しを予診票に添付のうえ請求。
33	小竹町					・生活保護受給者へは、持参の証明書等で確認のうえ接種。生活保護受給証明書又は診療依頼書の写しを予診票に添付のうえ請求。 ・60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しを予診票に添付のうえ請求。
34	鞍手町					・生活保護受給者へは、持参の証明書等で確認のうえ接種。予診票代筆者はできる限り医療従事者以外が望ましい。接種料金が20円値上げのため、市町村負担額が20円増額。
35	田川市	3,500 生保: 4,500 (自己負担なし)	1,000	1,790	平成29年10月1日～平成30年3月31日	・生活保護世帯は自己負担額全額免除。 ・A類疾病とB類疾病に分けて請求。
36	糸田町					・生活保護受給者は自己負担免除。
37	大任町					・生活保護者は、無料(自己負担0円)。全額町負担。A類疾病・B類疾病に分けて請求。
38	川崎町	4,500	0	1,790	平成29年10月1日～平成30年3月31日	・60歳以上65歳未満(心臓、腎臓又は呼吸器疾患、血液及び免疫疾患などの障害(身体障害者手帳1級程度))の者は、同障害が確認できる身体障害者手帳の写し(障害程度がわかる部分)を添付の上請求。 ・2回目の接種については、全額自己負担(生活保護者も含む)。 ・「乳幼児定期予防接種」と「高齢者インフルエンザ・成人用肺炎球菌」の請求書を各々別に作成し、請求すること。
39	香春町	3,500 生保: 4,500 (自己負担なし)	1,000	1,790	平成29年10月1日～平成30年3月31日	・65歳以上の生活保護者は自己負担免除。
40	添田町					・65歳以上の生活保護者は自己負担免除。 ・生活保護者受給者は、診療依頼書(世帯員名簿・確認票)の写し添付の上請求。 ・A類疾病とB類疾病に分けて請求。 ・2回目の接種については、全額自己負担(生活保護者も含む)。
41	福智町					・生活保護受給者は、受給証明書または診療依頼書(世帯員名簿・確認票)の写し添付の上請求。 ・60歳以上65歳未満の心臓、腎臓又は呼吸器疾患、血液及び免疫疾患などの障害(身体障害者手帳1級程度)を有する者は、同障害が確認できる身体障害者手帳の写し(障害程度がわかる部分)を添付の上請求。 ・2回目の接種については、全額自己負担(生活保護者も含む)。
42	赤村					・65歳以上の生活保護者は自己負担免除。 ・2回目の接種については全額自己負担(生活保護者も含む)。
43	飯塚市	3,482 生保、市・町民税非課税世帯: 4,882 (自己負担なし)	1,400	1,339	平成29年10月2日～平成30年1月31日	・生活保護世帯・市民税非課税世帯は自己負担額を免除。 ※生活保護者は医療カードNo記載、市民税非課税世帯は非課税世帯証明書の添付が必要。 ・延長期間の対象者は平成29年12月30日現在、対象となる方。 ・生活保護世帯、市民税非課税世帯は、自己負担額を免除。 ・生活保護世帯は印鑑登録証兼医療カードのケース番号を予診票に記載 ・市民税非課税世帯は非課税世帯証明書を予診票に添付(添付なしは免除不可) ・接種は1人1回のみ(不可問診)。 ・延長期間の対象者は平成29年12月30日現在、対象となる方。
44	嘉麻市					・生活保護世帯、町民税非課税世帯は、自己負担額を免除。 ・生活保護世帯は診療依頼書のケース番号を予診票に記載 ・町民税非課税世帯は非課税証明書(平成29年6月1日以降に発行したもの)を添付(添付なしは免除不可) ・代筆については、本人の意思が確認でき、肉体的事情で自署できない場合、成年後見人の場合 ・免除の書類を持参せずに自費で接種した場合、町からの払い戻しはできません。 ・延長期間の対象者は平成29年12月30日現在、対象となる方。
45	桂川町					・自己負担額免除者: 次の①～⑤のいずれかを添付[①無料予防接種確認書、②平成29年度介護保険料納付通知書(保険料段階1～3段階に限る)の写し、③介護保険負担限度額認定証の写し(有効期限内のもの)、④後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の写し(有効期限内のもの)、⑤生活保護受給証明書]。 ・60歳以上65歳未満の対象者は身体障害者手帳の写しを予診票に添付。 ・被接種者が自署できない場合は、代筆者(接種医師は代筆不可)が被接種者氏名を署名の上、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記入。 ・延長期間の対象者は平成29年12月28日現在、対象となる方。
46	久留米市	3,369 生保、非課税世帯: 4,989 (自己負担なし)	1,620	1,339	平成29年10月2日～平成30年1月31日	・自己負担額免除者: 次の①～⑤のいずれかを添付[①無料予防接種確認書、②平成29年度介護保険料納付通知書(保険料段階1～3段階に限る)の写し、③介護保険負担限度額認定証の写し(有効期限内のもの)、④後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の写し(有効期限内のもの)、⑤生活保護受給証明書]。 ・60歳以上65歳未満の対象者は身体障害者手帳の写しを予診票に添付。 ・被接種者が自署できない場合は、代筆者(接種医師は代筆不可)が被接種者氏名を署名の上、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記入。 ・延長期間の対象者は平成29年12月28日現在、対象となる方。

平成29年度インフルエンザ広域予防接種料金・実施期間一覧

	市町村名	接種料金 (A+B) : 市町村委託料		予診のみ (不可問診)	接種期間	特記事項
		市町村負担金 (A)	自己負担金 (B)			
47	大牟田市	3,344 生保:4,344(自己負担なし)	1,000	2,820	平成29年10月1日～平成30年1月31日	- 自己負担金免除者は生活保護受給者のみ - 請求時には次の書類を添付すること (1)生活保護受給者・・・予診票に「生活保護受給証明書」を添付すること (2)60歳以上65歳未満・・・身体障害者手帳の写し又は医師の診断書を予診票に添付すること
48	八女市	3,505 生保、非課税世帯:5,005(自己負担なし)	1,500	0	平成29年10月15日～平成30年1月31日	- インフルエンザ予防接種の自己負担金免除者は、高齢者予防接種費用免除証明書、介護保険負担限度額認定証(有効期限内のもの)の写し、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(有効期限内のもの)の写し又は生活保護受給証明書(予診票に添付する)。 60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写し、医師の診断書等(該当する障害の種類及び1級が確認できる者)を予診票に添付する。 - 延長期間の対象者は平成29年12月31日現在、対象となる方。
49	筑後市					- 生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の被接種者は、自己負担金なし。 - 事前の申請により健康づくり課で発行した「高齢者予防接種費用免除対象者証明書」、有効期限内の「介護保険負担限度額認定証」「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示により確認してください。 - 自己負担金免除者は、「高齢者予防接種費用免除対象者証明書」、または「介護保険負担限度額認定証」「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」いずれかのコピーを予診票に添付してください。 60歳以上65歳未満の対象者は、診断書等(身体障害者手帳のコピー可)を予診票に添付してください。 - 延長期間の対象者は平成29年12月31日現在、対象となる方。
50	広川町	3,435 生活保護受給者:4,935(自己負担なし)	1,500	1,339	平成29年10月1日～平成30年1月31日	- 非課税世帯及び生活保護世帯は次の①～④のいずれかを確認することで自己負担金免除。①高齢者用インフルエンザ予防接種無料対象者証明書、②介護保険負担限度額認定証(有効期限内のもの)、③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(有効期限内のもの)、④診療依頼書(生活保護受給者)。(※請求の際は、①は予診票に原本、②③④はコピーを添付) 60歳から65歳未満の対象者:障害が確認できるもの(身体障害者手帳の写し、診断書等)を予診票に添付。 - 延長期間の対象者は平成29年12月31日現在、対象となる方。
51	朝倉市					①被接種者からは自己負担1,500円を徴収するが、県広域接種の場合の市への請求書に記載する請求額は、全額の4,935円とする。(市から被接種者自己負担額1,500円を差し引いた3,435円が支払われる。) ②生活保護受給者については、全額市負担(自己負担なし)。福祉事務所が発行する生活保護受給証明書にて確認し、予診票に添付して請求すること。 ③60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写し、医師の診断書等を予診票に添付して請求すること。 ④請求書には、法人印と法人の代表者印を必ず押印し、代表者の肩書と氏名を記入すること。 - 延長期間の対象者は接種時に、65歳以上となる方。
52	筑前町	3,435 生保、非課税世帯:4,935(自己負担なし)	1,500	1,339	平成29年10月1日～平成30年1月31日	- 請求書には、自己負担額(1,500円)を引いた金額(3,435円)を記載して請求。 - 生活保護世帯、町県民税非課税世帯に属する者は自己負担なし。 - 生活保護受給者は、福祉事務所が発行する生活保護受給証明書または診療依頼書の写しにて確認し、予診票に添付して請求。 - 町県民税非課税世帯に属する者は、町が発行する「高齢者インフルエンザ予防接種自己負担金免除対象者確認書」を予診票に添付して請求。 60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写し、医師の診断書等を予診票に添付して請求。 - 延長期間の対象者は接種時に、65歳以上となる方。
53	東峰村	3,435 生活保護受給者:4,935(自己負担なし)	1,500	1,339	平成29年10月1日～平成30年1月31日	- 生活保護世帯については自己負担金免除します。その際、医療券等本人が持参する証明書等で確認いただき、請求の際、予診票に写しを添付下さい。 - 延長期間の対象者は接種時に、65歳以上となる方。
54	小郡市	3,382 生活保護受給者:4,882(自己負担なし)	1,500	3,046	平成29年10月2日～平成30年1月31日	- 個人負担金免除者(市民税非課税世帯、生活保護世帯)は、以下の①～⑤のいずれかを予診票に添付。 ①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(適用区分が区分Ⅰ及びⅡのもの)②介護保険料納入通知書(所得段階が1段階～3段階のもの)(当該年度のものを)③介護保険負担限度額認定証④予防接種用非課税確認書⑤生活保護受給証明書 ①～③は写しを、④、⑤は原本を添付。①、③、④は有効期限内のものに限る。 60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写し、医師の診断書などを予診票に添付して請求。 - 延長期間の対象者は接種時に、65歳以上となる方。
55	大刀洗町	3,382 生活保護受給者:4,882(自己負担なし)	1,500	3,046	平成29年10月2日～平成30年1月31日	- 生活保護受給者、町県民税非課税世帯の65歳以上は自己負担金なし。生活保護受給者(65歳以上)は診療依頼書の写し・町県民税非課税世帯は町発行の非課税確認書を医療機関に提示して接種。予診票に添付のうえ、請求。 - 予防接種を希望する被接種者が自署できない場合は、本人の希望を十分に確認し代筆者が署名する。必ず代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載。ただし、接種医は代筆不可。受付事務又は看護師であれば代筆可能。(続柄欄に受付又は看護師と記入すること) - 延長期間の対象者は接種時に、65歳以上となる方。

平成29年度インフルエンザ広域予防接種料金・実施期間一覧

	市町村名	接種料金 (A+B) : 市町村委託料		予診のみ (不可問診)	接種期間	特記事項
		市町村負担金 (A)	自己負担金 (B)			
56	大川市	生保・非課税世帯: 4,989(自己負担なし) 3,369	1,620	1,339	平成29年10月2日～平成30年1月31日	・非課税世帯、生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する者の自己負担額は無料。次の①から⑥の確認書類のいずれかを被接種者が医療機関へ提示し、医療機関は予診票に添付のうえ請求する。①非課税世帯確認書(原本)②後期高齢者医療「限度額適用・標準負担額減額認定証」(写し)③介護保険負担限度額認定証(写し)④介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書(所得段階1～3段階に限る)(写し)⑤生活保護世帯受給証明書(原本)⑥支援給付証明書(原本)①②③は接種日時時点で有効期限内のもの、④は接種年度のもののに限る。⑤⑥は大川市福祉事務所で無料発行。 ・60歳以上65歳未満の者は身体障害者手帳(1級)の写し、またはそれに準ずることを証明する医師の診断書を予診票に添付する。 ・延長期間の対象者は平成29年12月28日現在、対象となる方。
57	大木町					・自己負担免除者: 次の①～⑤いずれかで確認し、①⑤は原本を②～④は写しを予診票に添付し請求。 ①インフルエンザ接種非課税確認書②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定(有効期限内のもの)③介護保険負担限度額認定証(有効期限内のもの)④平成28年度介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書(※保険料段階1～3段階に限る)⑤生活保護受給証明書 ・60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写し、医師の診断書などを予診票に添付して請求。 ・延長期間の対象者は接種時に、65歳以上となる方。
58	柳川市	生保・非課税世帯: 5,011(自己負担なし) 4,011	1,000	3,045	平成29年10月1日～平成30年1月31日	・「生活保護受給者証明書」「市民税非課税証明書(インフルエンザ減免用)」を提示された場合は、原本を、「介護保険負担限度額認定証」「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示された場合は写しを予診票に添付して請求。いずれも自己負担免除。 ・60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しまたは医師の診断書などを予診票に添付して請求。 ・延長期間の対象者は平成29年12月末で65歳以上の者と平成29年12月末で、60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者。
59	みやま市					・以下のものを持参された場合は、自己負担免除。原本又はコピーを予診票に添付して請求。 ・生活保護受給証明書、住民税非課税証明書は原本を、介護保険負担限度額認定証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(※有効期限内のもの)は写しを添付。 ・本人の意思が確認できなければ任意接種。確認が困難な場合は、同居家族の同意(代筆)、または施設入居者は、常時対応している施設職員の同意で接種可能。(※接種者一代筆者とならないよう注意) ・延長期間の対象者は平成29年12月末で65歳以上の者と平成29年12月末で、60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者。
60	うきは市	生活保護受給者: 5,184(自己負担なし) 3,564	1,620	1,911	平成29年10月1日～平成30年1月31日	・生活保護受給者は自己負担免除。 ・延長期間の対象者は平成29年12月31日現在、対象となる方。